

平成 17 年 №32

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

管財係が施設企画課から財務課に移行したことに伴い改正するものである。

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 9 月 6 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規程第28号

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学体育施設運営委員会規程（昭和41年規程第15号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部改正について

改正理由： 管財係が施設企画課から財務課に移行したことに伴い改正するものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 健康・スポーツ科学講座主任 (2) 健康・スポーツ科学講座所属教員 3名 (3) 人事課長 (4) 学系支援課長 (5) 学生サービス課長 (6) <u>財務課長</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年9月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 健康・スポーツ科学講座主任 (2) 健康・スポーツ科学講座所属教員 3名 (3) 人事課長 (4) 学系支援課長 (5) 学生サービス課長 (6) <u>施設企画課長</u> 〔省略〕